

保護具着用管理責任者教育 案内書

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日から以下の場合には、「保護具着用管理責任者」の選任が義務付けられました（労働安全衛生規則第12条の6）。

事業場において保護具着用管理責任者を保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者*から選任するか「保護具着用管理責任者教育」を受講した者から選任し、保護具の適正な選択、労働者の保護具の適正な使用及び保守管理などを行う必要があります。

つきましては、標記の講習を下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

- 1 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる場合
- 2 特化則や有機則等の特別則における第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された場合

*①労働衛生コンサルタント ②第一種衛生管理者 ③衛生工学衛生管理者 ④有機溶剤、鉛、特定化学物質等の各作業主任者
⑤安全衛生推進者の選任要件を満たす者

※ ①～⑤の有資格者等についても、本教育（講習）を受講することが厚生労働省により推奨されています。

1. 日 時 (第1回) 令和7年 6月27日(金) 9:00～16:50
(第2回) 令和7年10月27日(月) 9:00～16:50

2. 講習会場 高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田3992-4)

3. 講習科目

保護具の着用管理	0.5時間
保護具に関する知識	3時間
労働災害防止に関する知識	1時間
関係法令	0.5時間
保護具の使用方法等(実技)	1時間

4. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
各地区協会員	11,550円(本体10,500円+税)	1,320円(本体1,200円+税)	12,870円
一般	13,750円(本体12,500円+税)		15,070円

*インボイス制度への対応は「請求書」にて行います。受講申込書の事業場名は正式名称をご記入ください。

*テキストは講習会当日にお渡しします。テキスト代はテキストの改訂に伴い変更となる場合があります。

5. 定員 各回60名(定員に達し次第締め切ります)

6. 注意事項 実技で使用しますので、業務で使用しているマスク(種類は問いません)をご持参ください。

7. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込みください。講習会開催決定後に受講票、請求書、振込用紙(高知銀行でご利用の場合振込手数料は無料)を送付いたします。受講料等は講習会開催日の1週間前までに振込みくださいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込みください。

(振込先)高知銀行 東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

7. 受講取消、受講者変更等

受講取消は、講習会開催日の前々日(土・日・祝日を除く)16時までに当連合会へご連絡ください。受講料等をお振込みいただいている場合は、現金または銀行振込(振込みの場合は、振込手数料をご負担いただけます)にてご返金いたします。受講者の変更は、講習会開催日の前日(土・日・祝日を除く)16時までにご連絡ください。以後の取消、変更はできません。また、指定日時以降の受講取消、講習会当日の欠席は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできません。テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承ください。

なお、受講日の変更はできませんので、新たにお申込みをお願いいたします。

<申込み・お問合せ先> 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コーポ NOR 1階

TEL:088-861-5566 FAX:088-861-5567